14 社会資本整備総合交付金事業
防災・安全交付金事業
流域貯留浸透事業

地方公共団体又は地方公共団体が助成を受けて民間企業等が実施する河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を支援する事業。（国費率１／３）
※民間企業等が施行する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2

事業の概要

■事業目的　局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進

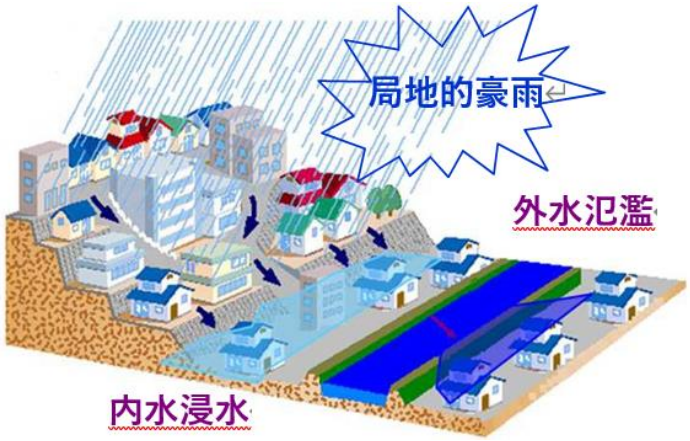

■制度概要

【主な要件】

- 一級河川又は二級河川の流域内において、通常の河川改修方式と比較して経済的であるもの
- 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500㎥以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000㎥以上の治水容量を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上を図るために行うもの 等

（事例）校庭を活用した流域貯留施設

（事例）ため池を改良した流域貯留施設

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL：03-5253-8455（直通）

15 特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川流域における浸水被害を軽減させるための雨水貯留浸透施設の整備等を支援する事業（国費率１／２）

事業の概要

■事業目的　特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川において、流域水害対策計画の策定及び変更を行い、特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。

■制度概要

【主な要件】

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた以下に該当する事業で、概ね１０年以内に完了するもの。

　地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m3以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

　なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。

　イ　貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

　ロ　既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

（イ）貯留・浸透機能を持つ施設の整備

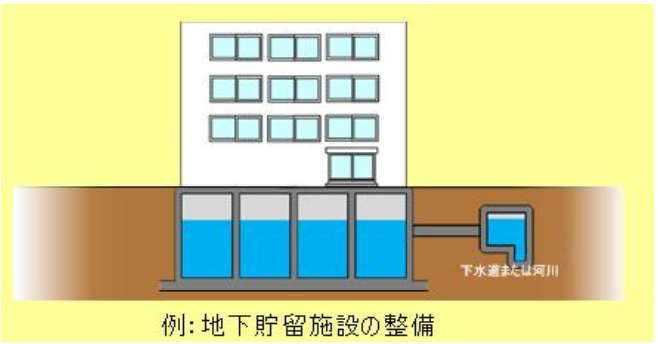

例：地下貯留施設の整備

（ロ）既設の調整池、池沼又は溜め池の改良

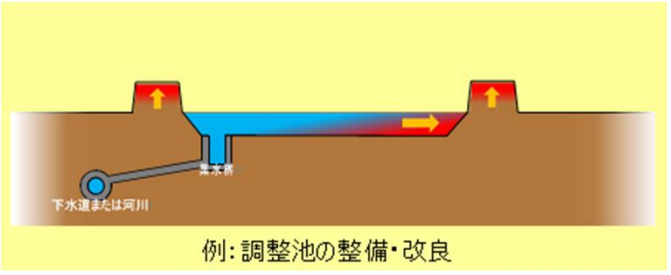

例：調整池の整備・改良

【制度の拡充】

- 既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

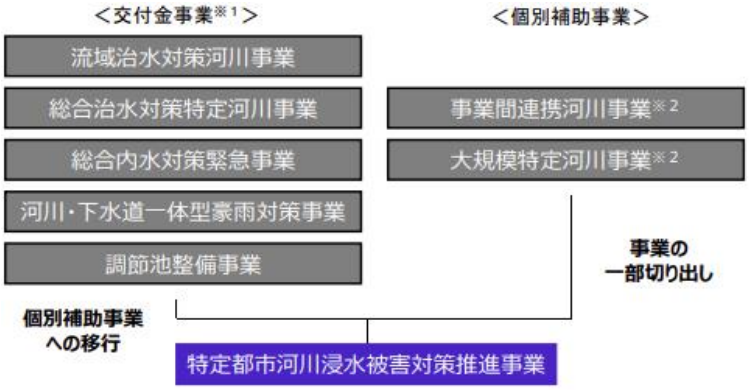

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強　等	雨水貯留浸透施設、二線堤の整備　等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	１／２（個別補助事業）	１／３（通常） ⇒ **１／２（個別補助事業）**

※１　この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
※２　特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL：03-5253-8455（直通）

16 社会資本整備総合交付金事業
防災・安全交付金事業
都市山麓グリーンベルト整備事業

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。また、このグリーンベルトの整備により、市街地周辺への無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間(多様な動植物の生息生育空間)の創出に寄与する。

事業の概要

■実施内容　1．「都市山麓グリーンベルト構想」の策定

土砂災害の危険性の高い都市周辺の山麓斜面を対象に、その斜面の保全・育成をはかるためグリーンベルトの範囲、整備の目標年次、関係する各種事業や規制方策の実施方針等を定めた「都市山麓グリーンベルト構想」を策定する。

2．グリーンベルトの整備

地区一括採択による砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や公園事業等による植樹、樹林化。砂防指定地管理の強化、緑地保全地区の決定等により樹林・緑地の保全のための規制策の実施。

■制度概要

＜科目＞

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

＜沿革＞

平成８年度より実施

＜国庫負担率及び国費率＞

本体事業に準ずる

都市山麓グリーンベルトの整備（六甲山系）

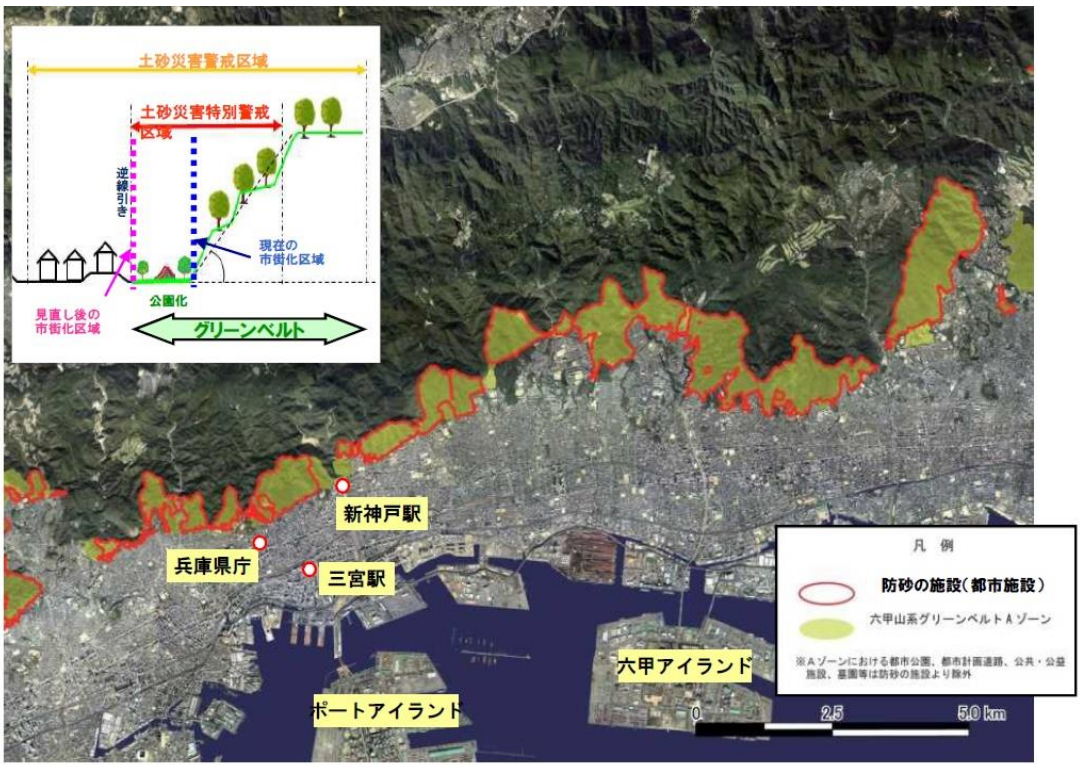

問合せ先

国土交通省　水管理・国土保全局　砂防部　砂防計画課、保全課
TEL：03-5253-8111

17 社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金
①緑地等施設整備事業
②海域環境創造・自然再生等事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図ること等を目的とする緑地等の整備や水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする海浜等の整備を支援。

事業の概要

■交付対象

地方公共団体及び港湾法第４条第１項の規定による港務局

■交付対象事業の代表的な要件の例

①緑地等施設整備事業

港湾法第２条第５項第９の３号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良
ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

②海域環境創造・自然再生等事業

Ⅰ海浜・水質浄化施設：
港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

Ⅱ施設改良：
水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

Ⅲ沈廃船等処理：

沈廃船：
港湾法第３７条の１１に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：
船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

緑地等施設整備事業 整備事例

緑地の整備

海域環境創造・自然再生等事業 整備事例

アマモ場造成

【アマモ場の役割】
アマモ場は「海のゆりかご」とも呼ばれ、魚やエビ、カニ、イカなどの生息場所や産卵場所となったり、 海水中の栄養塩を吸収して水質の悪化を防止したりと、漁場の 生物生産や水質浄化に重要な役割を果たします。

アマモに産み付けられたイカの卵

問合せ先　国土交通省　港湾局　計画課　TEL：03-5253-8111（内線：46324）

18 農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金事業 海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する.

事業の概要

■交付対象　海岸管理者

■交付対象事業の代表的な要件の例

○ 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

○ 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

（ア）国指定文化財等の史跡・景観岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。

（イ）国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。

○ 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

なお、本事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。

海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）対象とする海岸の概要

（イ）海岸利用の活性化に関する基本方針

（ウ）施設等配置に関する計画

（エ）施設等の維持管理に関する計画

（オ）その他

海岸環境整備事例

問合せ先

農林水産省	農村振興局 防災課	TEL：03-3502-8111（内線：5511）
	水産庁 計画・海業政策課	TEL：03-3502-8111（内線：6843）
国土交通省	水管理・国土保全局 海岸室	TEL：03-5253-8111（内線：36325）
	港湾局 海岸・防災課	TEL：03-5253-8111（内線：46734）

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和９年度から本格実施することとしており、令和６年度より試行実施しています

19 農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金事業 侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、海岸保全施設の新設・改良を実施する.

事業の概要

■交付対象　海岸管理者

■交付対象事業の要件

○ 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。

① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。

② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。

③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。

ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑤ 総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの
離島・奄美・北海道・沖縄(※) 5千万円以上
内地 1億円以上 ※防災・安全交付金事業のみ

（イ）市町村が行うもの
離島・奄美・北海道・沖縄(※) 5千万円以上
内地 1億円以上 ※防災・安全交付金事業のみ

海 岸 侵 食 状 況

人工リーフ・ヘットランドによる侵食対策事例

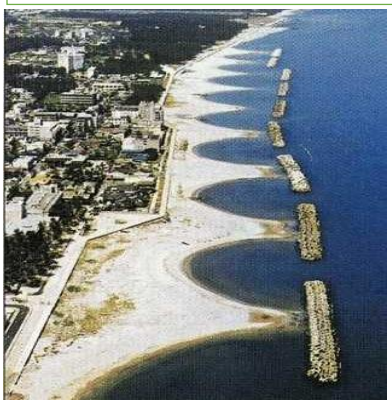

護岸工・消波工による侵食対策事例

問合せ先

農林水産省 農村振興局 防災課　TEL：03-3502-8111（内線：5511）
水産庁 防災漁村課　TEL：03-3502-8111（内線：6903）
国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室　TEL：03-5253-8111（内線：36325）
港湾局 海岸・防災課　TEL：03-5253-8111（内線：46734）

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和９年度から本格実施することとしており、令和６年度より試行実施しています

20 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金 －新世代下水道支援事業制度（水環境創造事業）

個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金により支援を実施。

支援対象のイメージ

取組事例

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。

市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、令和６年度末までに、累計で6万基を超える雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。

新潟市の雨水貯留浸透施設の累計設置件数

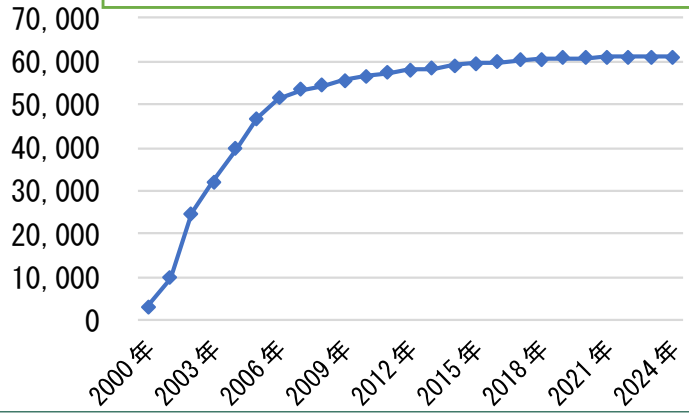

問合せ先

国土交通省　大臣官房参事官（上下水道技術）付
TEL：03-5253-8111（内線：34314）

21 地域循環共生圏づくり支援体制構築事業

自立・分散型の持続可能な社会の実現を目指す“地域循環共生圏”づくりを行う「活動団体」と、その団体を支援できる「中間支援主体」を支援・創出する。

事業の概要

■事業目的

地域循環共生圏づくりの中間支援ができる担い手を増加させ、中間支援体制の強化を図り、地域循環共生圏づくりを推進する。

■事業スキーム

事業形態　　：共同実施／請負事業
共同実施先・請負先：地方公共団体／民間事業者・団体
実施期間　　：令和６年度～令和10年度（予定）

■事業内容

地域循環共生圏づくりに取り組む活動団体と、その団体への中間支援を行う中間支援主体を募集し、活動経費の支援と伴走支援を実施。

【活動団体の取組】…地域の人に話を聞きに行き、地域のありたい姿・課題・資源を一緒に考え、課題を解決する取組・事業を生み出していく、また、そういった議論や共有をする場や人々のネットワークであるプラットフォームをつくりだす。
【中間支援主体の取組】…活動団体の取組が加速するよう、情報の提供や助言、気づきを促したり、先を見越したステップの確認をするといった活動団体への中間支援を通して、共に地域循環共生圏づくりを行う。

■事業イメージ

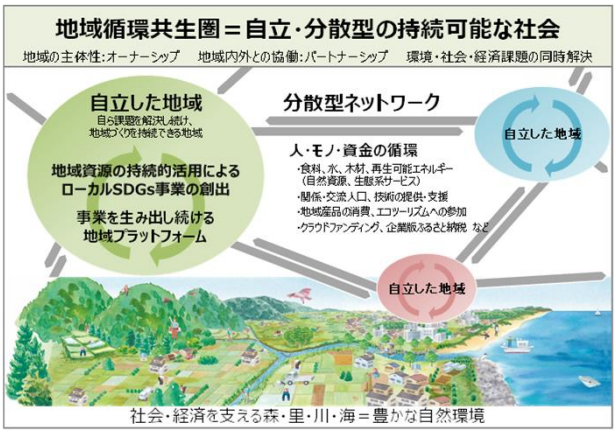

“地域循環共生圏”とは、自ら地域の課題を解決し続けられる「自立した地域」を日本全国各地で形成しつつ、その自立した地域同士がつながり合い、人・モノ・資金・情報など様々な資源が有機的に行き来するネットワークを構築することで、日本全体も持続可能な社会にしていこうという考え方です。

事業具体例

鹿島市ラムサール条約推進協議会（活動地域：佐賀県鹿島市内）

- 鹿島市山間部の棚田は、土砂崩れを防ぐグリーンインフラ(GI)として機能しており、干潟への土砂流入による環境悪化を防いでいるが、耕作放棄が進んでいる。
- このため、棚田で栽培した米を地元の酒蔵が買い取って醸造し、「グリーンインフラ日本酒」として販売。この際、地銀が設置した地域商社を介して販路を拡大。
- 酒粕等の廃棄物は、耕作放棄地で放牧している経産牛のエコフィードへの活用、酒蔵ツーリズムで使用するプラスチックカップの材料（バイオマスレジン）として使用。

認定NPO法人とくしまコウノトリ基金（活動地域：徳島県内）

- コウノトリの餌生物が増えるよう配慮した特別栽培米（減農薬・化学肥料）を農家が生産し、地元酒蔵が買い取り醸造。売り上げの一部は基金に寄付。
- 消費生活協同組合（コープ）をはじめ、多くのステークホルダーが販売を担い完売。作付面積は2倍強に拡大。
- コープの組合員を対象とした自然観察会を開催。観察会の室内会場には廃校を活用。

問合せ先

環境省　大臣官房　地域政策課　地域循環共生圏推進室
TEL　03-5521-8328
URL　http://chiikijunkan.env.go.jp/

22 自然共生サイト認定制度（地域生物多様性増進法）

- 環境省では、企業等によって生物多様性の保全が図られている区域を**「自然然共生サイト」として認定**する仕組みを開始し、令和７年３月末時点で328か所を認定。
- 令和７年４月からは、**自然共生サイトを法制化**した「**地域生物多様性増進法**」が施行。生物多様性が豊かな場所を**維持**する活動に加え、生物多様性を**回復・創出**する活動も認定の対象に。

事業の概要

①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する**「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。

②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を**「連携増進活動実施計画」**として主務大臣が認定。

自然共生サイトの事例

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。
- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と**「生物多様性維持協定」**を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

認定取得の主なインセンティブ

自然共生サイトの詳細はこちら➡

支援希望者とのマッチング

- 認定者へ支援を行う方に対するインセンティブ措置として**「支援証明書」制度**を構築。

生物多様性保全推進支援事業

- 自然共生サイト等の活動等に対して、**交付金**による支援（一定の要件あり・公募による採択）。

税制優遇

- **生物多様性維持協定**が締結された一定の土地等に対して、**相続税や贈与税の特例措置**を新設。

取組の見える化

- ネイチャーポジティブに適合した取組であることを国が認定。**認定結果を「生物多様性見える化マップ」**に一元的に表示し、**価値向上や情報開示・発信等に活用**。
- 保護地域との重複を除き、**OECMとして国際データベースに登録**。

支援マッチングのスキーム

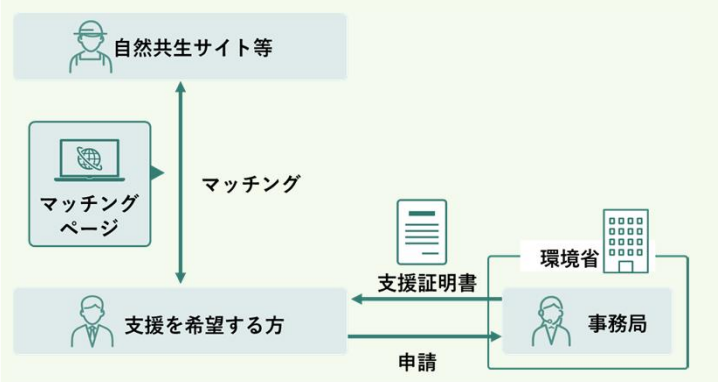

生物多様性見える化マップ

問合せ先

環境省　自然環境局　自然環境計画課　地域ネイチャーポジティブ推進室
TEL：03-5253-8343
URL：https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/

23 生物多様性保全推進支援事業

生態系ネットワークの構築等を図り、もって自然共生社会づくりを推進する

支援メニュー

■交付対象事業・取組

地域における生物多様性の保全再生に資する活動

⑴生物多様性増進活動基盤整備　⑵生物多様性増進活動実施強化
⑶重要生物多様性保護地域等保全再生　⑷国内希少野生動植物種生息域外保全
⑸国内希少野生動植物種生息域内保全　⑹里山未来拠点形成支援

■交付対象

事業内容：⑴①地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの計画作成等の取組
②地域生物多様性増進活動支援センターの設置、運営に係る体制構築、同センターが実施する取組
⑵自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
⑶国立・国定公園、ラムサール条約湿地、自然再生事業実施計画区域等の生物の生息環境の保全再生事業
⑷種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
⑸種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査、保全計画策定等の生息域内保全のための取組
⑹重要里地里山、都道府県立自然公園、重要湿地、国立・国定公園普通地域、自然共生サイト等における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

対象者　：⑴①地方公共団体、民間事業者、公益・一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人等
②地域生物多様性増進活動支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体
⑵地域生物多様性増進法に基づく計画の活動主体等
⑶地方公共団体等の参加を含む地域生物多様性協議会
⑷動物・植物園、水族館、昆虫館等の設置者、管理者
⑸地方公共団体、民間事業者、公益・一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人等
⑹地方公共団体等の参加を含む里山未来拠点協議会

国費率　：⑴1/2以内 ⑵定額 ⑶1/2以内 ⑷定額 ⑸定額 ⑹1/2以内

活用事例

地域　島根県出雲市、雲南市
団体名　出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進協議会
年度　2019（令1）～2021（R3）

コウノトリやトキと共に生きる環境づくりを進めるため、コウノトリ・トキの生息環境の把握・分析、住民参加型の広域調査、学習会・生きもの調査イベントの開催❶、ビオトープの整備❷・維持管理手法の検討、地域振興に関する意見交換会の実施や体験型交流等地域振興策の検討❸など、各主体が連携して継続的な取組みを行うための計画を策定。

❶生きもの調査イベント

❷ビオトープ整備

❸意見交換会

地域　石川県珠洲市
団体名　珠洲市
年度　2019（令1）～2021（R3）

里山の生物多様性について希少ゲンゴロウ2種をはじめとする里山の生物多様性❶について、ため池の維持や環境配慮型農業の促進活動、小学生向けの教育活動、保全推進員によるモニタリング調査を実施しているほか、市民参加型の生物調査❷を実施。また、専門家を招いて、勉強会や調査方法の研修を開催し❸、ため池を必要とする生物への理解を深め、地域住民の理解や協力を得ながら、長期的な保全を目指した取り組み方法を検討。

❶シャープゲンゴロウモドキ

❷市民による調査

❸調査事前説明会

問合せ先

環境省　自然環境局自然環境計画課　地域ネイチャーポジティブ推進室
TEL：03－5521－8343

24 生物多様性保全推進交付金
エコツーリズム地域活性化支援事業

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援を行う

支援メニュー

■交付対象事業・取組

自然地域や棚田地域等における、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するための、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動

■交付対象

エコツーリズムに取り組む地域協議会等（市町村の参加は必須）　国費率：1/2　　対象地域：全地域

■要件

○ 地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村が組織していること。
○ 地域協議会としての、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。（交付申請までの作成見込みを含む。）

活用事例

地域　：　青森県十和田市　　団体名：　奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会

年度　：　2024（R6）～

奥入瀬では、自然環境、利用環境、エコツアーの質に関する各種ルールを設定し、「天然の博物館」として地域の自然を保全しつつ活用することに取り組んでいる。自然を体験するプログラムとして、地元ガイドと渓流沿いの歩道や多数ある滝を巡るツアー❶、奥入瀬ならではの自然環境が育んだコケなどをじっくり観察するツアー❷や体験❸のほか、グリーンスローモビリティを活用した冬期のネイチャーツアー❹、スノーシューツアー❺や、氷瀑観察ツアー❻などが実施されている。本交付金を活用し、ガイド団体によるルールづくり・情報共有の場の確保、ネイチャーガイド育成を実施した。

❶渓流ガイドツアー

❷奥入瀬渓流コケさんぽ

❸コケ玉づくり体験

❹グリーンスローモビリティでの奥入瀬渓流ネイチャーツアー

❺スノーシューツアー

❻奥入瀬渓流氷瀑ツアー

問合せ先

環境省　自然環境局　国立公園課　国立公園利用推進室
TEL：03-5521-8271
https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/tryecotourism/env/chiiki_shien/koufu/

25 自然環境整備交付金

国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的として、国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るため、都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業等を支援する制度。

事業の概要

■対象事業

（１）国立・国定公園整備

・公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、桟橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設　等

※自然環境整備交付金（国立公園整備事業）については、動物繁殖施設は対象外。

・国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設

（２）国立公園及び国定公園の区域外の整備

・長距離自然歩道整備計画に基づく施設

・平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設

■支援内容

自然環境整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、
国立公園整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

■交付対象者

交付対象となる事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

■事業スキーム

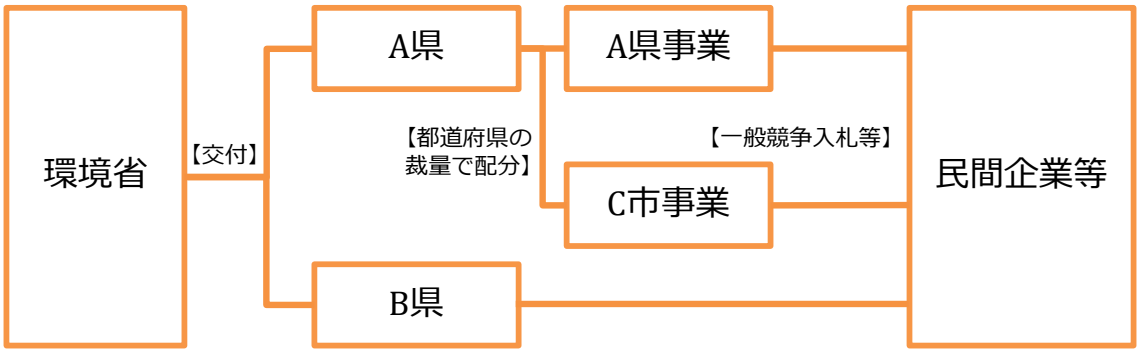

事業具体例

対象地域　琵琶湖国定公園（事業主体　滋賀県）

生物の多様性に富み、多数の種の生育・生息・繁殖の場所等として重要な水陸移行帯を再生すべく、早崎内湖においてかつての干拓等により失われたエコトーンを造成するなどの取り組みを行っている（公共事業としての自然再生施設の整備）。

※国土地理院WEBサイトの空中写真を加工しています。

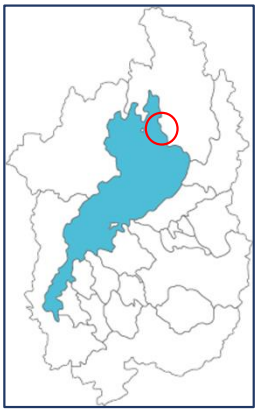

早崎内湖の状況
（滋賀県提供）

問合せ先

環境省　自然環境局　自然環境整備課
TEL：03-5521-8281
URL　https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html

26 良好な水環境保全・活用モデル事業

水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境の創出を目的としたモデル事業を実施

事業の概要

■公募対象

（対象地域）
全国の水環境等の保全・活用等による地域課題の解決に取り組む地域（水環境の他、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の活用も含む）

（対象団体）
地方公共団体、公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体またはこれらを構成団体とする協議会等

（国費率）
１団体あたり300万円（税込み）以下

（募集）
募集する場合は１～２月頃

■モデル事業のスキーム

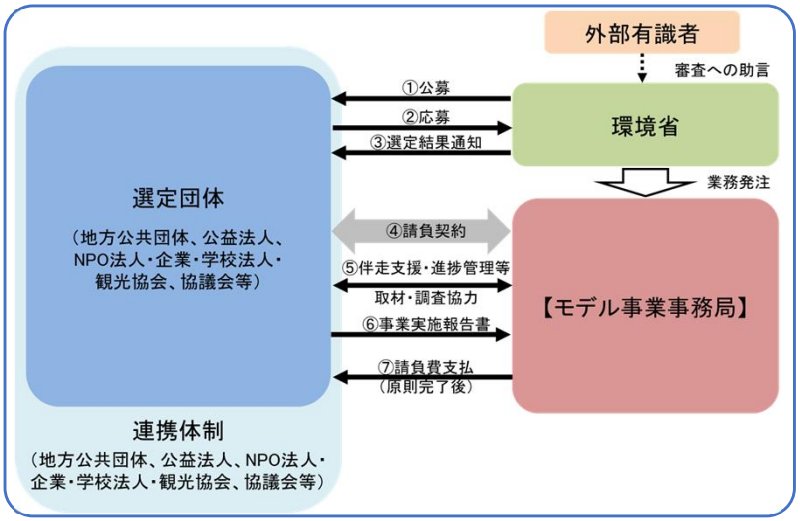

■対象事業

（１）水環境等の保全・調査活動
- 地域の自然的特性や歴史・文化・産業の観点を踏まえた水辺や湧水、地下水の保全・創出活動
- 水道水源である森や川からの流域一体的な保全・調査
- 水域生態系・水質の調査、普及啓発ツールの検討
- 水域生態系の保全活動の経済価値評価、効果の見える化 など

（２）水環境等の活用方策の検討
- 地域の環境資源の掘り起こしやブランディング、地域特産品づくり
- きれいで豊かな水を活かした地場産業の維持・振興 など

（３）水環境等の保全・活用のための体制づくり
- （１）（２）のための体制構築
- 水に関わる取組を通じて地域内外の交流等を促進させる活動（地域協議会等の組織の設立・運営、シンポジウムの開催等）など

■事業イメージ

事業具体例

実施地域・実施団体　：　栃木県那須塩原市

那珂川流域の最上流部に位置する那須塩原市には、多数のため池が存在するが、ため池の持続的な管理に課題があり、農地における生物多様性の劣化が懸念されている。

本事業において、地元高校・農家・ため池管理者等と連携して水路やため池の生物調査を実施し、希少なタナゴ類の生息適地ポテンシャルマップを作成。また生物多様性に配慮した農地で生産された農産物のブランディング化の試みや、農業生態系を保全することによって得られる防災効果などの評価にも取り組んだ。

多様な主体と連携したため池調査

健全性の指標となるミヤコタナゴ

これらの取組を通じて、多様な主体が連携しながら、農業生態系の一帯を保全・再生・創造することにより、【絶滅危惧種等の生息環境の創出】【農作物の高付加価値化】【災害に対するレジリエンス機能の強化】が相乗的に生み出されることを目指す。

問合せ先

環境省　水・大気環境局　環境管理課　環境創造室
TEL：03-5521-8298

27 戦略的「令和の里海づくり」基盤構築事業

藻場・干潟等の保全・再生・創出において着実に成果を創出するとともに、地域特有の手法により地域資源を利活用することで、保全と利活用の好循環を実現するための持続可能な里海づくりの基盤構築を、地域団体とともに連携し戦略的に目指す

事業の概要

■公募対象

（対象地域）
全国の閉鎖性海域を含む沿岸域

（対象団体）
地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、公益法人、NPO法人、企業、漁業協同組合、学校法人、観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等

（国費率）
１団体あたりの事業上限額（令和７年度）は600万円（税込）

（募集）
募集する場合は１～２月頃

■モデル事業のスキーム

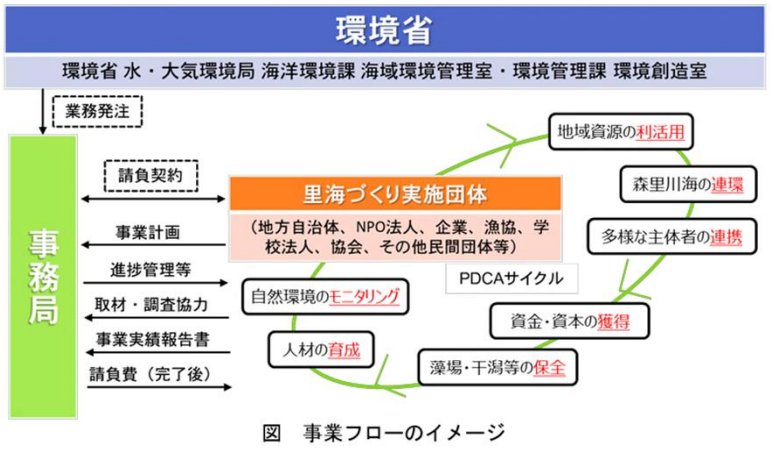

図　事業フローのイメージ

■対象事業

- 自然環境や藻場・干潟等の保全・再生・創出に資する活動（保全・再生等活動）
- 希少種に限らず沿岸の生態系の保護やモニタリング、データベース化
- 自然環境や藻場干潟等の保全・再生等活動を実践、体験できる観光コンテンツの造成
- 人材の育成に向けた海洋教育プログラムや単元開発、地域の学校等への教材提供
- 情報発信ツールの製作、シンポジウムやワークショップの開催等、保全・再生等活動の啓発のための地域活性化プロモーション
- 関係省庁の施策との連携（沿岸域の総合的管理や海洋空間計画の立案、海業など）
- 里海づくりを通じた被災地の復興
- 上記を実施するための協議会等の設置や他団体等との連携、枠組みづくり

■事業イメージ

事業具体例

実施地域・実施団体　：山川町漁業協同組合

国内南限分布のアマモ場に位置する当該地区において、約20年間にわたってアマモ場保全活動を続けてきたが、平成30年を最後にアマモ場が完全に消失した。要因として気候変動に伴う魚類の食害であることを突き止めたため、台風による影響や生態系にも配慮しながら、アマモの播種や、定置網漁業で使う網の作製技術を駆使して開発した独自の「囲い網」や「仕切り網」を用いることで、藻場の再生に成功した。また、環境省の自然共生サイトに認定されるほか、劣化した生態系の効果的な回復等に資するモデル地区にも選ばれ、ブルーカーボンのクレジット化なども通じて、小型定置網で漁獲された魚介類の付加価値化、地域の企業や学校との連携もはかり、地域に根ざし、自立した里海づくりに取り組む。

囲い網設置のための潜水作業

採取したアマモの花穂

問合せ先

環境省　水・大気環境局　海洋環境課　海域環境管理室
TEL：03-5521-8317